

道の駅「みはら神明の里」POSシステム更新
公募型プロポーザル実施要項

1 要旨

道の駅「みはら神明の里」で会計事務の効率化及び待ち時間の短縮を図ることで会計時の混雑を解消し、利用者の利便性を向上させることを目的に、POSシステムの更新を実施する。

本調査業務の受注者の選定は、公募型プロポーザルにより実施し、提案業者の当該業務に関する知見、技能、経験等を見極め、本業務に最も適した受注者を選定する。

2 業務概要

(1) 業務名称

道の駅「みはら神明の里」POSシステム更新

(2) 業務内容

別紙「道の駅「みはら神明の里」POSシステム更新に係る仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 予算上限額

8,200,000円（消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。）

3 参加資格

次のいずれにも該当する団体であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2号各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 参加申込日において、建設業者等指名除外要綱（平成17年三原市要綱第204号）の規定に基づく指名除外の措置要件に該当しない者であること。
- (3) 参加申込日において、法令に基づく営業停止処分及び競争入札参加資格者指名の停止を受けていないこと。
- (4) 参加申込日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 国税及び三原市税を滞納していない者であること。（本市への納税義務がない場合は三原市税に関するものは除外する。）
- (6) 令和6～8年度三原市物品調達等指名競争入札参加資格登録業者名簿に登録されていること。登録されていない場合は、登録に必要な書類を併せて提出すること。
- (7) 三原市暴力団排除条例（平成24年三原市条例第4号）第2条第1号から第3号までに掲げる者でないこと。

4 スケジュール

項目	日程
質問書の提出期限	令和8年8月17日（月）17時
参加表明書・企画提案書の提出期限	令和8年8月27日（木）17時
企画提案審査（ヒアリング）	令和8年9月7日（月）午後（予定）
選定結果通知（予定）	令和8年9月中旬

5 質問及び回答

(1) 提出方法

質問がある場合は、「質問書（様式第2号）」により質問事項を箇条書きにし、本書中の「10 資料提出及び問合せ先」に電子メールで送信すること。件名は「質問（POSシステム更新）」とすること。

なお、受信確認のため、送信した際は電話でその旨を連絡すること。

(2) 提出期限

令和8年8月17日（月）17時まで【必着】

(3) 回答方法

質問に対する回答は、随時、本市ホームページへ掲載する。

6 参加表明書・企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式第1号） 1部

イ 添付書類（該当者のみ ※を参照） 1部

※令和7・8年度三原市建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿、令和6～8年度三原市物品調達等指名競争入札参加資格登録業者名簿のいずれにも登載されていない者が参加表明書を提出する場合、次の書類を添付すること。

※各種証明書は発行から3か月以内のものとする。

(ア) 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）

(イ) 印鑑証明書 ※写し可

(ウ) 決算書の写し（財務諸表のうち貸借対照表及び損益計算書の直近1年間分）

(エ) 市税の滞納のない証明書 ※写し不可、本市に納税義務がない場合は不要

(オ) 消費税及び地方消費税の納税証明書 ※写し可

ウ 見積書 各種1部（POSシステム更新費用、クラウドサービスの月額使用料、ハードウェアの保守費用、決済サービスの月額費用・決済手数料率）

様式は任意とするが、合計金額（消費税相当額及び地方消費税相当額を含む）のみではなく、内訳も明記すること。

エ 企画提案書（A4版、任意様式） 7部（原本は1部、残り6部は写し可。）

(ア) ページ番号を各ページの下部に印字すること。

(イ) 企画提案書は任意様式とするが、「審査基準」との対応関係が確認しやすいように作成すること（業務実施体制等）

(ウ) 提案は1者につき1提案とし、提出後の変更・加筆は一切認めない。

(2) 提出方法

「(1) 提出書類」は、書面（持参又は郵送）及び電子データ（PDF形式等）を用意し、郵送及び電子メール送信により提出すること。件名は「参加表明書・企画提案書（POSシステム更新）」とすること。受信確認のため、提出した際は電話でその旨を連絡すること。

なお、持参の場合の受付時間は、土・日曜、祝日を除く8時30分から17時15分までとする。郵送の場合は必着とする。

(3) 提出先

「10 資料提出及び問合せ先」に同じ。

(4) 提出期限

令和8年8月27日（木）17時まで【必着】

7 審査方法及び基準

提出された企画提案書を基に、市職員等で構成する選定委員会においてヒアリング審査を行い、提案内容全般を総合的に評価し、評価点が最も高く、かつ評価基準点（60 点）以上の 1 事業者を、優先契約交渉業者として選定する。

(1) ヒアリング審査実施方法

1 者当たり 35 分（説明 20 分、質疑応答 15 分）とする。

(2) ヒアリング審査実施日程及び会場

日程：令和 8 年 9 月 7 日（月）午後（予定）

会場：三原市役所本庁舎内会議室（三原市港町三丁目 5 番 1 号）

詳細な時間については、別途連絡する。

※当日市が会場に用意するものは、企画提案書を投影するディスプレイ、ディスプレイケーブル（HDMI）、電源コードとする。その他機材を使用する場合は、各自準備すること。

(3) 審査項目

別表の審査基準に基づき審査する。

(4) 審査結果の通知

審査結果については、申請書類の提出があった全事業者に書面で通知するとともに、選定結果（業者名）について本市ホームページに掲載する。なお、選定の詳細についての問合せには、一切応じない。

8 契約に関する事項

契約に関する事項は、次のとおりとする。

(1) 契約方法

本市と優先交渉事業者で、企画提案の内容及び市の意向について仕様書等の協議調整を行った上で、予算の範囲内で本業務の契約を、随意契約により締結する。

(2) その他

特別な事情が生じた場合は、本市と優先交渉事業者が協議の上、契約条件等を変更できることとする。

9 その他

その他の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 企画提案に関する費用は、全て企画提案事業者が負担する。

(2) 提出書類の返却は行わない。

(3) 提出書類を受理した後は、内容の追加及び修正はできない。

(4) 公募開始後は、観光課への営業活動を禁止する。

(5) 提出書類に虚偽の記載があった場合、提出書類を無効とする。

(6) 提出書類は、本業務に係る事務手続き以外の目的で使用しない。

(7) 本業務により配信される映像等データの著作権は本市に帰属するものとする。

(8) 提出された企画提案書等については、著作権法（昭和45年法律第48号）第18条第3項第3号の意思表示がない場合、三原市情報公開条例（平成17年三原市条例第12号）に基づき公開する。

(9) 選定結果についての不服及び異議申し立ては認めない。

10 資料提出及び問合せ先

三原市経済部観光課 観光振興係 担当：池本、齋藤

〒723-8601 広島県三原市港町三丁目 5 番 1 号 Tel：0848-67-6014 Fax：0848-64-4103

E-Mail アドレス kanko@city.mihara.hiroshima.jp

別表

審査基準

審査項目	評価の視点	配点
業務目的・業務内容の理解	・本業務の目的・内容について十分に理解した提案であるか。	5 点
業務実施に必要な能力・実施体制等	・本事業で必要な知見、専門知識、ノウハウを有しているか。	5 点
	・実施体制が妥当で、本市や道の駅みはらとの連絡・調整が定期的かつ速やかに行える体制か。	5 点
	・適切な事業スケジュールとなっているか。	5 点
	・本事業と同種又は類似の事業実績はあるか。	5 点
提案内容	・利用者の利便性向上及び混雑解消・待ち時間短縮につながる具体的な案が示されているか。	10 点
	・導入機器やシステムは関係者（職員、出荷者、委託業者など）にとって操作方法が明確で理解しやすい仕様となっているか。	10 点
	・機器、クラウドサービスに運用上必要な機能・性能は備わっているか。	5 点
	・導入作業及びマニュアル・教育はシステムを利用するにあたり適当なものであるか。	5 点
	・導入後の運用にあたり十分なサポートが用意されているか。	5 点
経費について	・見積額（見積額／委託料上限額（91%未満～100%の区分で審査））	10 点
	・クラウドサービスの月額使用料は適当なものであるか。	10 点
	・ハードウェアの保守管理費は適当なものであるか。	10 点
	・決済サービスに関する費用は適当なものであるか。	10 点
合計		100 点